

平成29年第2回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

---

議事日程

平成29年8月25日（金曜日）午前9時03分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第38号議案 工事の請負契約について（多世代交流施設建設工事）

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
総務部長 山本富雄君	住民こども部長 都築幹浩君
財政課長 内田守君	こども課長 長谷優一郎君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成29年第2回幸田町議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出されました議案はお手元の議案目録のとおり、工事請負契約についてとして、重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力をしたいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

8月も残すところ6日となりました。秋がまだまだ遠く、厳しい残暑が続いております。本日ここに平成29年第2回幸田町臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政発展、町民福祉の向上のため、大変御尽力をいただいておりますことを、心から感謝申し上げます。

さて、今臨時会に提案をさせていただきます議案は、工事の請負契約についての単行議案でございます。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由とその概要を説明させていただきますが、慎重に御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、臨時会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成29年第2回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会をします。

開会 午前 9時02分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 浅井武光君、10番 大嶽弘君の御兩名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、第38号議案を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第38号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第38号議案、工事の請負契約についてでございます。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、多世代交流施設建設工事の施工に伴い必要があるからでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

工事名は、多世代交流施設建設工事で、工事場所は、幸田町大字六栗字西山地内でございます。

工事の概要は、多世代交流施設、木造2階建て、延床面積550.05平米、外構工事一式として、敷地内舗装、職員駐車場、駐輪場等でございます。

契約金額は、1億5,660万円でございます。

契約の方法は、12社による指名競争入札を、7月26日に実施し、契約の相手方は、刈谷市築地町5-17-5、佐々木建設株式会社、代表取締役、佐々木晴久でございます。

議案関係資料は、1ページから7ページを御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくをお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第38号議案、工事の請負契約について（多世代交流施設建設工事）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この案件につきましては、8月21日に福祉産業建設委員協議会が開かれております。各議員には、その協議会の資料が、配布をされております。

その中で、冒頭でその後の経緯について、こういう文書がございます。その中で、8月6日に建設に係る説明会というものが開かれたというふうに記載されておりますが、まず、この8月6日、多世代交流施設建設に係る説明会、この説明会については、どういう趣旨でどういう形で関係する住民に周知徹底をされたのか、説明答弁がいただきたいです。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 8月6日の住民説明会についてでございます。これにつきましては、実施設計ができ上がったということで、実施設計の内容の説明をさせていただきました。

近隣住民8人の方にお集まりいただきまして、実施したということでございます。

周知の方法は、西山地区、それから、石荒地区の近隣住民の皆様へ回覧にして周知させていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実施設計ができましたよと、その説明のために六栗の西山地区、そして、野場の石荒地区の住民20名に知らせましたよと、こういうことですよ。

その周知の方法は、回覧板なのか、それともそれぞれ口頭で、一定の資料をつけて、周知をしたのか、それとも、いわゆる回覧板でこういうことがありますよという形で、8月21日の福祉産業建設委員協議会のときに出されたこの資料ではなくても、一定、概略的な説明というものがされたのかどうか、この中の関係でいきますと、設計図等が協議会には添付されておりますが、要は、住民にどういう方法で、ただやりますよと、実施設計ができましたから関心のある方はお越しく下さいと、こういう形で周知されたのかどうか。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 言葉足らずで申しわけございませんでした。

周知の方法は、建設に係る説明会をやりますよという回覧版、チラシのみでございます。

チラシにて8月6日にあるということを知りまして、資料につきましては、当日、来た方に資料をお配りしました。資料は、敷地の平面図を1階部分、2階部分、それから、立面図、それから、建設の設計の工事のトラックだとか、生コン車がついた絵、この4枚の図面を住民の方の説明会について提示させていただきました、配布をさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 20名を対象にして回覧板で周知しましたよということですが、20名という形で線を引いたわけですよ、この区域だよと、それは、この児童館の関係にかかわっては、あなた方自身が、あなたは直接担当したかどうかは知りませんが、ここにかかわっては、対住民との関係で極めて深刻な問題が起きたという点でいきますと、相当慎重にきちんと対処しなければならないというふうに思うわけです。

そうした中で、担当がかわられた、かわられる前の担当は、何かあったときには、説明をしますよということは、自分たち、いわゆる行政として考えがまとまったら、その

考え方を説明しますよと、もう少し言い方を変えれば、納得をさせると、問題が提起されたら、その問題にきちんと向き合うのではなくて、問題があったらこうだあだといって、住民に納得をさせる、納得させたいと、こういう対応をしてこられた。その関係からいけば、住民側としては、何だと、私たちがいろいろ問題提起してこういうことはどうだといっても、それに対してきちんとしたのではなくて、形ができたからこんなものができたから納得させますよと、こういう対応ではなかったのかなと、今、話を聞くと、そういう内容だなど、だから、そうした点で、一つは、周知の方法とそのときの説明会にかかわっては、こういう実施設計ができましたよということを説明して問題が提起されたとしても納得させると、わかってくれよと、理解してくれよと、こういう行政のやり方というのは、今の答弁を聞きますと、教訓は何も組んでいないなど、上から目線で住民がごちゃごちゃ言ってもうるさいじゃないかという率直な感情が伺えるわけです。

そうした中で、8月21日の協議会資料でいきますと、意見交換がされましたよということです。先ほどの答弁もありましたように、西山地区と石荒地区の住民対象が20名だよと、その線引きの関係についても答弁を求めますが、その線引きをした中で8名の方が出席をされました。

そうした中で、住民のほうからも意見が出されましたということですので、きちんと問題提起はしましたので、順を追って答弁してください。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 近隣の20名の線引きについてということだったかと思いますが、実際の工事に入るといって一番御迷惑がかかるという観点から、近隣の方にこういうふうな建設をするということで、20名に絞らせていただきました。

それから、近隣8人の方がみえて、意見がございました。主な意見といたしましては、敷地の境界の壁の高さはどうか、ごみ置き場に散水栓はあるかどうか、職員駐車場のポールの位置はどの辺につけるのかとか、小学校の通学路になっておるので、登下校時間への安全の配慮はどうなっているのか、それから、工事のごみステーションの場所、位置はどうなるのだとか、それから、完成後、ごみステーションは、スロープを使って回ってごみを捨てることになるのか、それから、来館者用の駐車場は、休館日、お休みの時間でも開けっ放しかどうかという御意見をいただきました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう意見が出されましたよと、その意見に対して、あなた方がどう対応したのか、実施設計に手を加えなくてはならないような事態が、私はあったと、だけれども、それは先ほど申し上げたように、もう実施設計をどうやって住民に説得し納得させるかと、こういうスタンスではないですかということなのです。

それは、この構想が持ち上がり、住民との話し合いが開かれた。その住民との話し合いもあなた方しなかった。周辺住民の人から突き上げがあつて、それじゃあつていって別室に、庁舎の4階の別室に集まって、いろんな話を聞いて認識を新たにしました。こういう対応、経過がある中で、今、あなたの言われた意見交換でいろいろ出た、その意見に対してきちんととらえた話をしたのか、それとも、そういうことをやりますと、実施設計を変更したり手を加えないといけませんので、この辺は納得してくださいよと、

こういう対応だったのかどうなのか、こういうことなのです。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 住民の説明会の御意見の中で、対応できるものといましては、ごみ置き場に水栓、水道をもってくることはできないわけですが、近くに散水栓がございますので、そこから、ホースを使って夏場のおいのかいついときに洗い流せるように設置するというので、回答をさせていただきました。

それから、小学校の登下校時間への安全の配慮はということに対しましては、施工業者に対して登下校時間を学校に確認し、そのときには、作業員か警備員をつけて安全に配慮するというので御回答をさせていただきました。

また、ごみステーションが新しくなって、今は、ごみステーションは道路の横だから、すぐに捨てられるけれども、スロープを回ってごみを捨てるという、ちょっと距離があるということ意見をありましたが、これは、御理解くださいということで回答をいただきました。

敷地の境界の高さにつきましては、高さを申し上げて御納得いただいたと思います。

それから、職員の駐車場のポールの位置はということですが、すれ違いができるように敷地内をちょっと道路から後退しまして設置して、大きな車でもすれ違いができるような配慮をさせていただいておりますという御回答をさせていただきました。

また、ごみステーションはどうなるかという御質問に対しては、建設工事の進みぐあいによって多少位置はずれるものの、今のごみステーションを使って移動させて御不便のないようにさせていただきたいということで御回答をさせていただきました。

あと、駐車場の施錠につきましては、休館日も開けっ放しかということにつきましては、12台分の本館の前の駐車場につきましては、施錠をしない、南側の職員の駐車場について施錠をするということで御回答をさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 気になるのは、あなたの答弁の中で、住民のほうから出された境界塀の高さ、この関係で納得をしてもらいました。まさに、そうだよな、納得してもらった。だけれども、住民がこれだけの高さだよといったときに、それときちんとやって、これが実施設計で書いてあるし影響もないでしょうと、こういう説明しかなかったでしょ。住民側が、受けとめ方は、私たちが言っても、住民をどうやって説得するか、納得させるかということであって、前の教訓が本当に担当者がかわっても引き継がれていないと、こういう思いを抱かれたと、こういうことですが、その境界について、納得をさせていただきましたよということでもあります。

そうしたときに、じゃあ、住民側から、この塀の高さ、どういう内容でした。実施設計はどういう内容なのか、そこら辺を詳らかにしないと、これから工事が進んでいくときに、想定外といいますか、いろんな問題が提起されてきたときに、そんなものはどうだ言うてもしょうがないじゃないかといって納得をさせる、説得をする、こういうことをやれば、ますますこの関係については、行政不信が随分高まってきているわけですよ。

ですから、施設そのものについて賛成反対という以前の問題として、行政側の姿勢と

して問題提起されているという受けとめ方をしないと、また、うるさいのがごたごた言っているなど、説得しちゃえ、納得させちゃえと、こういう対応だったら、いかがなものかなというふうに思うわけです。

したがって、住民から出された高さはどれだけなのか、あなた方が住民に説明した高さはどれだったのか、その関係で高さの違いがあるわな、それに対して、住民がようやくくれたかと言ったか、納得をさせたわけでしょ。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 境界の壁の高さでございます。済みません、住民からこの高さにしろということは、伺っておりませんで、説明させていただいたのは、近隣の境界にある今の境界というのですか、今の高さ、住民の方が建てられている壁に合わせて設計したというのを伺っておりまして、その高さが1.2メートルということで、説明はさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお問い合わせの塀の高さということでございますけれども、今、こども課長が申し上げましたとおり、完成につきましては、1メートルから1.2メートル程度、それから、工事中につきましては、3メートルということで、外部からの遮蔽を計画しております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この入札における執行調書におきまして、1社辞退がございます。なぜ、これは辞退になったのか、お尋ねしたいと思います。

次に、この予定価に対しての落札額は、最近の状況から比較をいたしますと高い感じがいたしますが、その点について、どのように見られるのかをお尋ねしたいと思います。

また、町内業者を指名もされているわけでありますが、いずれもこの落札業者に比較をいたしますと、1,500万円の開きがございます。そうした点でどうだったのかということでございますが、その点について、どのように分析をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 財政課長。

○財政課長（内田 守君） まず、辞退についてでございます。辞退につきましては、ナルセコーポレーションが辞退となっておりますが、辞退の理由といたしましては、担当現場代理人が充当できなくなったため、辞退をさせていただくということでの理由でございます。

それから、落札率が高いということでございます。落札率、佐々木建設については、89.4%ということでございますが、平成28年度の工事に係る落札率の状況でございます。この平均落札率につきましては、平成28年度92.99%ということでございますので、こちらが特段高いというふうには考えてございません。

それから、町内業者と1,500万円の開きがあったという御指摘でございますが、この内容につきましては、それぞれの方がこの事業につきまして見積もりをされ、その

中で佐々木建設については、努力をされた結果だということでございますので、内容につきましても、大変、工期が短い中でのこの事業だということでありますので、そういった関係等もありまして、このような結果ではなかったというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 落札率が、89.4%ということで、平均の落札率からすると低いよということであります。

しかしながら、今回のこの落札業者につきましては、刈谷市ということでございますが、そうした中で、この指名に当たって、この刈谷市が含まれたということは、今までに余りないわけでございます。

そうした点で、どのような経過の中で、この業者を指名をしたのか、お聞きをしたいと思います。

また、今、幸田町におきましては、非常に建築、建物を建設をするということが、少ないわけございまして、こうした機会が少ないということからいたしましても、町内業者の育成ということからいたしまして、例えば、このJVを組んでやっていくとか、そのような方法がなかったかということでございますけれども、そうした点で、やはり、一つは、そうした町内の業者への育成という観点は、この中には含まれなかったということを見るわけでございますが、その点につきまして、どのようにお考えなのかということでございます。

せっかくの機会を、やっぱり、地元で建設をしていくというような機会をもう少しいろんな点でやれなかったのかというふうに思うわけでございますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 今回の入札で、12社中町内が8社、残りの4社につきましては、近隣市ということで選定いたしました。まず、格付やランクをまずクリアしており、幸田町に指名の願いが出ている業者のうちで、公共事業の請負実績があり、子ども向けの施設を建設したことがあると、こういった観点で4業者を選定いたしました。

近隣の市の業者に絞り込んだという理由といたしましては、近隣市であれば、緊急な事態が起こった場合でも迅速な対応ができるのではないかとこの見込みで選んだことと、子どもの関係する施設をつくったことがあるという実績があれば、今回の多世代交流施設の建設に当たっても、子どもが思い描いたとおりの施設に仕上がることを期待してということで、建設の指名をさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 財政課長。

○財政課長（内田 守君） 続きまして、町内業者の育成ということでございます。

まず、この選定につきましては、幸田町入札参加者審査要綱によりまして選定に必要な数が12社以上ということでございます。

今回の選定につきましては、町内の要件を満たします8社の町内事業者全てをこの入札に入れさせていただいている案件でございます。

それから、町内の育成ということでございますが、今回の入札に当たりましては、入札特記仕様書という中で、下請につきましては、可能な限り町内に本店を有する業者と



の下請契約に努めることということで、特記仕様書にも入れさせていただきながら、町内の業者の育成等も図ってまいりたいということで考えている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特記ということであらわしたよということでございますが、それは、今回の工事に当たって、それは、実行されるのかということでございます。その点について伺いたいと思います。

それから、この内容でございます。工事の概要でございますけれども、多世代交流施設木造2階建て延べ床面積が550.05平方メートルということでございますが、この説明関係資料によりますと、この外構工事も一式含まれているわけでございますが、その中で、ごみ置き場、これがRC構造で2.55平米ということで、本体工事に付随をするということでございますが、この中に、このRC構造は含まれていないということでございますが、この外構工事の中にも含まれていない、等で組み立てられていますのでその辺が読み取れないわけでございますが、この辺につきましては、このごみ置き場は、どのような扱いになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 財政課長。

○財政課長（内田 守君） 先ほどの特記仕様書について、実行されるのかという御質問でございます。

この内容につきましては、可能な限りということで、努力規定ということでございますが、こちらにつきましても、なるべく町内の事業者を使っただけのように働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 本体の建物の延べ床面積が、550.05平米でございます。ごみ置き場につきましては、2.55平米ということで、これは、建築確認の申請にこれもごみ置き場、それから、駐輪場の12平米も含めて記入して提出しなさいという御指導がありましたので、延べ床面積は、550.05平米に12平米、2.55平米を加えた合計が、564.6平米ということで申請をしておる次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 入札執行調書におきましては、延べ床面積が550.05平米で、これは、施設、木造2階建てということでございます。

しかしながら、今、含めないということですが、この面積が含まれていないということで、これは、後付ということではなくて、この落札金額の中にきちんと含まれているということでしょうか。概要の中には、含まれていないものですから、その点についての確認でございます。

○議長（杉浦あきら君） こども課長。

○こども課長（長谷優一郎君） 本体工事の面積のみを示させていただいておりましたが、工事の内容につきましては、ごみ置き場、及び、駐輪場も設計に含まれて入札の指名をさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより上程議案について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決方法は起立により行います。

第38号議案、工事の請負契約について(多世代交流施設建設工事)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって本臨時会に附議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成29年8月25日召集された第2回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 9時40分

○議長(杉浦あきら君) 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） 平成29年第2回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました議案を可決・承認を賜りましたこと、心から感謝、お礼を申し上げます。

成立いたしました議案の執行に当たりましては、審議の際いただきました御意見・御提言等を重く受けとめて、十分留意いたし、適正な執行、運用に努めてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

来週末9月1日からは、議会の定例会を予定しておりまして、議員各位におかれましても体調管理にはくれぐれも御留意いただきまして、今後の町政のためにさらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には何かと御多忙の中、長時間にわたり熱心に御審議賜り、議事進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

全員協議会を、本日10時から議場にて開催をいたします。

全議員の御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年8月25日

議 長

議 員

議 員